

※ 調査報告書1の「最初に不適合となった法令等」の参考にしてください。

### 主な構造関係法令リスト

条番号	施行年	内 容
-----	-----	-----

#### 建築基準法 第1章 総則

法第6条 第5項	制定	平成19	構造計算適合性判定を求める規定
-------------	----	------	-----------------

#### 建築基準法施行令 第3章 構造強度 第1節 総則

旧令第36条	制定	昭和25	構造設計の原則（建築物全体が、自重、積雪、風圧、地震等に対して、構造耐力上安全であるようにする規定）
旧令第36条 第3項	改正	昭和46	構造耐力上主要な部分に、使用上の支障となる振動等が生じない靱性をもたす規定を新設
令第36条	制定	平成12	建築物の規模等に応じた技術的基準、耐久性等関係規定等
	改正	平成19	上記の基準、規定等を再編

#### 第2節 構造部材等

令第39条 第2項	改正	昭和46	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を新設
令第39条 第3・4項	改正	平成26	特定天井の構造方法・材料の規定

#### 第3節 木造

令第46条 第3項	改正	昭和34、 46、56	必要壁量等の規定を強化
令第47条 第1項	改正	平成12	木造の継手及び仕口の構造方法を新設（金物等）

#### 第5節 鉄骨造

令第66条	改正	平成12	柱の脚部の構造方法を新設（アンカーボルトによる緊結等）
令第69条	改正	平成12	ブレース材等の釣合い良い配置を求める規定を新設
旧令第70条の2	制定	昭和34	柱の防火被覆の規定（地階を除く階数が3以上の建築物が対象）

#### 第6節 鉄筋コンクリート造

令第77条	改正	昭和46	帯筋の間隔を30cm以下から15cm以下（一部10cm以下）に強化
	改正	昭和56	帯筋比（0.2%以上）の規定を新設
令第78条の2	制定	昭和56	耐力壁の規定（厚さ12cm以上、開口補強筋の配置、鉄筋間隔30cm以下等）

#### 第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造

令第79条の3	制定	昭和56	かぶり厚さの規定（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ5cm以上）
---------	----	------	-----------------------------------

#### 第8節 構造計算

令第82条の2	制定	昭和56	層間変形角（原則、1/200以内）の確認を求める規定（以下、対象建築物） ・木造：高さ13m超又は軒高9m超 ・鉄骨造：4階以上、高さ13m超又は軒高9m超、延べ面積500㎡超等 ・鉄筋コンクリート造：高さ20m超等
	改正	〃 62	
旧令第82条の3	制定 改正	昭和56 〃 62	剛性率（0.6以上）、偏心率（0.15以下）の確認を求める規定（対象は、令第82条の2の構造規模と同様）
旧令第82条の5	制定	平成12	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造計算の規定
令第86条	改正	平成31	特定緩勾配屋根の積雪荷重の割増の規定
令第87条	改正	平成12	風圧力の計算方法を改正
令第88条	改正	昭和56	地震力の計算方法を改正

#### 第4章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等

旧令第109条の2	制定	平成5	主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角を1/150以内とする規定
-----------	----	-----	--------------------------------------

#### 第5章の4 建築設備等

令第129条の4 令第129条の12	改正	平成26	エレベーター、エスカレーターの脱落防止等の規定
-----------------------	----	------	-------------------------